

「再生プログラム」最終ステージの課題

金融庁三局長に聞く

ペイオフ全面解禁を半年後に控え、主要行の不良債権比率半減を目標とした金融再生プログラム、今年度末を『集中改善期間』とした地域金融機関に対するリレバン・アクションプログラムもいよいよ最終コーナーを回りつつ

ある。金融システムが安定を取り戻すなか、「平時」へ向けた金融監督当局の関心と課題を金融庁三局長に聞く。

経営管理の「質」をチエック

「ドック」と「臨床医」の連携を密に

金融庁 監督局長
佐藤 隆文



金融システム不安の
懸念なし

UFJの経営統合問題がよ
うやく決着しつつある

組織の統合・再編はすぐれて
高度の経営判断だ。今回、その
過程で当事者間の認識が異なっ
ている部分が出たということだ
が、それぞれの経営者が責任を

もって解決を図るべき問題だ。
当局が介入したり、こういう形
がよいと助言するよつなことを
すべき問題ではない。

この問題がきっかけになっ
て金融システム不安のおそれ
ないと判断したわけか

そつだ。金融行政当局の最も
重要な仕事は、信用秩序の維
持。金融システムの安定であ

り、そうした観点からみて深刻
な問題が出てくるようであれ
ば、そこは果敢に対応してい
くのはいつの場合でも当然のこと
だが、現時点でこの問題に関し
て金融システム不安につながる
懸念はもっていない。

「九月危機」はないと

現状、まったく意識していな
い。

監督と検査の役割分担につ
いてあらためてうかがいたい。
本来、金融検査も実効性の高い
金融行政を実現するための一つ
のツールだと思つが、金融再生
プログラム以降、検査局が前面
に出るケースが多いように思え
る

（監督と検査は）どちらか一
方が大きくて、もう一方が小さ

指摘事項を経営改善につなげる ガバナンスを

検査現場で経営者と双方向の議論を期待

金融庁 検査局長
西原 政雄



検査官の判断は 局全体で検証

金融監督行政における検査 の役割について伺いたい

金融機関の現状や多種多様な金融取引の実態を共通の尺度・標準的なモノサシで正確に把握していくことが検査の使命である。検査が実態を正確に把握することで初めて実効性の高い金融行政が達成される。

UFGグループについては、非常に厳しい昨年度の検査

結果が三菱東京フィナンシャル・グループとの経営統合につながったという見方が一部にある。そもそも一検査官の個人名がメディアでしばしば取り上げられるような状況についてどうみているのか

まったくの誤解。どの金融機関に対しても標準的なモノサシで実態の把握に努めており、いかに検査の目線を統一していくかという点については日夜注力している。資産査定に關しても検査官が一人で判断をしている

わけではない。必ずバックオフィスや検査局全体で検証しており、検査官一人の言動で金融行政が左右されるようなことはない。

今事務年度の検査基本方針のなかで〇四年九期決算についても、特別検査を再度実施するとしているが狙いは何か

主要行の不良債権問題終結に向けた総仕上げの年にあたるという点もふまえ、主要行に対する深度ある検査を一層推進したい。〇三年九期は〇三年三

月期における特別検査のフォローアップでしか行わなかったが、今回は三月期以降、著しい変化を来しているような債務者についてもビックアップし特別検査を行うこととした。金融再生プログラムの達成を確実なものにしていくための措置とらえてもらいたい。

再建計画が不十分なケースが散見
主要行については不良債権比率半減の目標達成が視野に入

投資サービス法の議論を 年内にもスタート 証取法六五条よりも規制緩和で

金融庁 総務企画局長
増井 喜一郎



新公的資金制度で
地域経済を活性化

金融機能強化特別措置法
(金融機能強化法)が八月一日
に施行された。当局として同法
をどのように位置付けているの
かあらためて伺いたい

早期健全化法や金融機能安定
化法は金融危機に対応した法律
であり、これを引き継いだ現行
の預金保険法一〇二条も金融危
機に対応したものとなってい
る。一方、金融機能強化法は地

域経済の活性化や地域金融の円
滑化を目的としており、金融機
関が自主的に金融機能の強化を
図りたい場合に国が支援(資本
参加)するものである。そのた
め、預保法一〇二条などは目
的が異なる。金融機能強化法の
制度趣旨や目的について、もし
かりにまだ誤解や理解が不十分
な金融機関があるならばよく説
明していきたい。

「最後は公的資金があるか
ら大丈夫」といったモラルハザ
ード的な動きが懸念されるので

はないか

われわれも検討段階で、この
法律がけっしてモラルハザード
を許すような制度になってはい
けないことを意識しながら立法
化した。金融機能強化法では、
収益あるいは経費について数値
目標を立てていただき、この数
値目標についてわれわれもしつ
かりと審査を行う。また自己資
本比率が基準値(国内基準行な
ら四%)未満の金融機関が公的
資金を申請する際には経営責任
をとっていただく。さらに、合

併など抜本的な組織再編を行わ
ない場合、数値目標が実現でき
なかつた場合には結果責任をと
っていただく仕組みも用意して
いる。

地域経済の活性化や地域金
融の円滑化のために中小・地域
金融機関が一定の役割を果たし
ていく際の自己資本の量とはど
の程度あれば十分と考えればよ
いか

金融機関自らが地域の金融機
能をどのように果たしていくか
というところで相当異なってくる